

鳥取県森林資源デジタル管理推進対策事業費補助金の事務手続きについて

1. 事業実施計画書提出

○事業実施計画書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 事業実施計画承認通知書到着

3. 交付申請書提出(各事務所長、センター所長の定める日まで)

○交付申請書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

4. 交付決定通知到着(交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

5. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を書き提出先まで郵送又は持参してください。

6. 事業完了

※事業の完了とは:補助対象経費に係る事務がすべて完了した日です。

7. 実績報告書提出

(完了・廃止・中止から20日以内又は完了年度の翌年度の4月10日まで)

○実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

8. 事業実施報告書の提出(事業実施年度の翌年度末まで)

○事業実施報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

9. 事業完了

資料提出・問い合わせ先

鳥取県東部農林事務所 八頭事務所 農林業振興課 振興担当
鳥取県八頭郡八頭町郡家100 電話番号:0858-72-3826

中部総合事務所農林局 林業振興課 振興担当
鳥取県倉吉市東巖城町2 電話番号:0858-23-3182

西部総合事務所農林局 農林業振興課 林業振興室
鳥取県米子市糀町1-160 電話番号:0859-31-9677

西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課 振興担当
鳥取県日野郡日野町根雨140-1 電話番号:0859-72-2021